
2019年度

海外留学支援制度（大学院学位取得型）
（大学取りまとめ応募・個人応募共通）

Q & A 第2版

平成30（2018）年9月

独立行政法人日本学生支援機構

海外留学支援課 学位留学係

目次

1. 支援対象となる留学計画に関する事項	1
Q1-1 応募できない分野はありますか。.....	1
Q1-2 大学卒業後、直接博士課程に進学する予定ですが、応募できますか。.....	1
Q1-3 修士・博士一貫課程に進学予定ですが、「修士」と「博士」どちらを選択して応募すればよいですか。..	1
Q1-4 学部・修士一貫課程に進学予定ですが、応募できますか.....	1
Q1-5 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムにより留学する場合は、応募できますか。.....	1
Q1-6 在籍中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定ですが、応募できますか。.....	1
Q1-7 現在、既に留学し研究活動中ですが、修士課程又は博士課程の途中からの支援を希望する場合も応募できますか。.....	1
Q1-8 本制度による支援を受けて、海外の大学院で修士の学位を取得しました。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定していますが、応募できますか。.....	1
Q1-9 過去の応募で不合格となりましたが、再度応募できますか。.....	1
Q1-10 3年間で学位取得をする修士課程に進学したいと考えていますが、応募できますか。.....	2
Q1-11 4年以上の博士課程に留学するための申請は認められますか。.....	2
Q1-12 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できますか。.....	2
Q1-13 支援期間はどの時点で開始しますか。.....	2
2. 資格要件に関する事項	2
Q2-1 国内の高等専門学校専攻科を修了していますが、応募できますか。.....	2
Q2-2 海外の大学において学士の学位を取得していますが、応募できますか。.....	2
Q2-3 学士課程で飛び級をしたため、「学士」の学位を取得していませんが、応募できますか。.....	2
Q2-4 現在就職しており、留学中休職する予定ですが、応募できますか。.....	2
Q2-5 支援期間中に、留学先の大学でTA (Teaching Assistant) やRA (Research Assistant) を行って対価を得る場合は、奨学金等の受給資格を失いますか。.....	2
Q2-6 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してもよいですか。.....	3
Q2-7 留学を希望する大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。.....	3
Q2-8 海外の大学を卒業しましたが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。.....	3
Q2-9 留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。.....	3
Q2-10 「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) C1レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。.....	3
Q2-11 留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) C1レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。.....	3
Q2-12 3年前に受験した語学検定試験のスコアを有しています。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていませんが、この場合でも応募締切日から過去2年以内に受験した語学検定試験の証明書を提出する必要がありますか。.....	3
Q2-13 英語力がレベルに達していないため、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格しました。この奨学金に応募できますか。.....	4
Q2-14 出願がまだのため、入学許可書がありません。応募できますか。.....	4

Q2-15	成績評価係数の算出対象となる「大学学部以降の直近（大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点）の学業成績」とは、具体的に何を指しますか。	4
Q2-16	直近の学業成績の評価が認定単位（Pass/Fail 等）のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。	4
Q2-17	成績評価が募集要項に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。	4
Q2-18	「留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味ですか。	4
Q2-19	資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。	4
Q2-20	成績評価係数は、成績表と学業成績証明書のどちらを基に算出すべきでしょうか。（追加）	5
3.	申請・審査に関する事項	5
Q3-1	日本の大学を既に卒業しているので、「個人応募」で申し込めばよいですか。	5
Q3-2	「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、応募者はオンラインシステムから申請するのですか。	5
Q3-3	オンラインシステムの使い方がわかりません。	5
Q3-4	「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、取りまとめ大学に電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したいです。	5
Q3-5	「個人応募」で申請する場合に、オンラインシステムで提出する書類と、郵送で提出する書類について確認したいです。	5
Q3-6	「個人応募」で申請する場合に、PDFはどう作ったらよいですか。	6
Q3-7	応募書類の作成にあたり、図表や写真等を利用することは可能ですか。	6
Q3-8	第一希望と第二希望を違う応募区分（修士、博士の別）、分野（人文・社会科学分野、自然科学分野の別）で応募できますか。	6
Q3-9	「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何ですか。	6
Q3-10	語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でもよいですか。	6
Q3-11	学業成績証明書や卒業（修了）証明書（又は見込み証明書）は、原本を提出する必要はありますか。	6
Q3-12	提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。	6
Q3-13	申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差し替えを行ってもよいですか。	6
Q3-14	採用決定後に留学先を第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは可能ですか。	7
Q3-15	大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したものでも構いませんか。	7
Q3-16	既に大学を卒業し、企業に勤務中です。推薦状について、1名は大学教員に作成を依頼しましたが、もう1名は職場の上司でもよいですか。	7
Q3-17	関東在住ではありませんので、面接審査はWEB面接になりませんか。	7
Q3-18	応募者の合格率はどのくらいですか。	7
Q3-19	次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。	7
Q3-20	最近結婚して、姓が変わりました。学業成績証明書や卒業（修了）証明書と姓名が異なる場合は、証明が必要ですか。（追加）	7
Q3-21	留学先大学又は予定指導教員と連絡を取り始めたばかりで、入学許可書や受入内諾書は取得していません。この場合はどうすればよいですか。（追加）	7
Q3-22	既に留学中の場合であっても、入学許可書の写しを提出する必要はありますか。（追加）	8
Q3-23	「代表的論文の抜粋」について、現在学部での4年生ですが卒業論文を書く必要がないので、代表的な論文を提出できません。その場合にはどうしたらよいですか。（追加）	8
Q3-24	「代表的論文の抜粋」について、共著論文の場合にはどのようにしたらよいですか。（追加）	8
4.	採用後の手続き・支援内容に関する事項	8

Q4-1	健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けて提出する必要がありますか。	8
Q4-2	採用決定後に条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取ればよいですか。	8
Q4-3	採用決定後に留学期間を変更できますか。	8
Q4-4	留学先大学を長期間不在にする場合でも、奨学金は支給されますか。	8
Q4-5	奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。	9
Q4-6	授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入しますが、機構からは円貨で支給されますか。	9
Q4-7	支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。	9
Q4-8	留学先大学で学修・研究活動を始める前（日本にいる間）に、指導教員の指示により、遠隔授業を受けることになりました。この期間の奨学金や授業料を請求できますか。	9
Q4-9	「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。	9
Q4-10	授業料の免除を受けた場合や研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合、併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合等にも、授業料を請求することができますか。	9
Q4-11	日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。	9
Q4-12	この奨学金は返済が必要ですか。	10

1. 支援対象となる留学計画に関する事項

Q1-1 応募できない分野はありますか。

A. あります。芸術の実技分野(美術、音楽、舞踊、演劇、舞台美術等、映画、メディア芸術)は、文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」で支援対象となる分野になりますので、本制度では支援の対象外です。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。(http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shinshin/kenshu/)

Q1-2 大学卒業後、直接博士課程に進学する予定ですが、応募できますか。

A. 「学士」の学位を取得している場合には、資格要件を満たしているので、応募できます。

Q1-3 修士・博士一貫課程に進学予定ですが、「修士」と「博士」どちらを選択して応募すればよいですか。

A. 応募時には、「博士」を選択して応募してください。

Q1-4 学部・修士一貫課程に進学予定ですが、応募できますか

A. 応募できません。本制度への応募にあたっては、「学士」の学位を取得している(又は取得見込みである)ことが資格要件です。修士の学位取得にかかる学修を行う期間のみ支援を希望する場合であっても応募できません。

Q1-5 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムにより留学する場合は、応募できますか。

A. 日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合も、**応募できます**。ただし、支援対象期間は海外での留学期間のみとなります。海外での留学期間を終了し、日本の大学に復学した後に学位を取得する場合は、募集要項第5項第2号に掲げる要件にある「留学期間終了後」は「学位取得後」に読み替えてください。

なお、授業料は、支援対象者自身が留学先大学へ納入する場合は支援の対象になりますが、日本の在籍大学へ納入する場合は支援の対象になりません。

Q1-6 在籍中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定ですが、応募できますか。

A. 学位取得のための正式な教育課程に入学する留学であれば、日本の大学院を休学中に**応募**できます。

Q1-7 現在、既に留学し研究活動中ですが、修士課程又は博士課程の途中からの支援を希望する場合も応募できますか。

A. **応募**できます。

ただし、書類審査と面接審査は、新たに日本から留学する応募者と同様の審査を行い、採用された場合は、採用年度(4月～翌年3月)において次の学年に進級する月から支援します。学年の区別が明確でない場合は、12か月を1学年とします。

Q1-8 本制度による支援を受けて、海外の大学院で修士の学位を取得しました。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定していますが、応募できますか。

A. 修士の応募区分で本制度に採用され支援を受けたことがあっても、修士と博士とは応募区分が異なるので、博士の応募区分で改めて**応募**できます。

Q1-9 過去の応募で不合格となりましたが、再度応募できますか。

A. 過去に本制度(平成25(2013)年度までの留学生交流支援制度を含む)で不合格となった場合でも、**応募**できます。

Q1-10 3年間で学位取得をする修士課程に進学したいと考えていますが、応募できますか。

- A. 応募できません。修士課程の支援期間(2年間)で学位を取得できない留学は対象となりません。
なお、この場合、第2学年進級時(学位取得まで残り2年間になったとき)から応募することが可能です。

Q1-11 4年以上の博士課程に留学するための申請は認められますか。

- A. 標準修業年限が4年以上の博士課程への留学を希望している場合、3年の支援期間で申請し、4年目以降の支援を希望する場合は、再度応募してください。

Q1-12 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できますか。

- A. 本制度では標準修業年限を超えて支援することはできませんので、更新できません。この場合速やかに、大学取りまとめ応募の場合は取りまとめ大学に、個人応募の場合は機構に報告してください。

Q1-13 支援期間はどの時点で開始しますか。

- A. 授業や研究活動が始まる日を支援期間の開始日とし、当該月から支援を開始します。入学時の新入生オリエンテーションや履修登録が前の月に行われる場合は、その月は支援しません。

2. 資格要件に関する事項

Q2-1 国内の高等専門学校専攻科を修了していますが、応募できますか。

- A. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって「学士」の学位を授与されている者、又は同機構に「学士」の学位の授与を申請予定の者等は応募できます。

Q2-2 海外の大学において学士の学位を取得していますが、応募できますか。

- A. 海外の高等教育機関において日本の「学士」に相当する学位を取得し、学校教育法施行規則第155条第1項第2号等に基づく日本の大学院への入学資格を持つ者(見込み者を含む)は、応募できます。

Q2-3 学士課程で飛び級をしたため、「学士」の学位を取得していませんが、応募できますか。

- A. 応募できません。本制度への応募にあたっては、「学士」の学位を取得している(又は取得見込みである)ことが資格要件です。

Q2-4 現在就職しており、留学中休職する予定ですが、応募できますか。

- A. 休職者を支援することはできません。応募時に就職していても構いませんが、支援開始手続きを行うときには「退職証明書」により、退職していることを確認します。

Q2-5 支援期間中に、留学先の大学でTA(Teaching Assistant) やRA(Research Assistant) を行って対価を得る場合は、奨学金等の受給資格を失いますか。

- A. 失いません。対価を得ていた場合であっても、留学先大学において、TA(Teaching Assistant) やRA(Research Assistant) を行うことは、学修・研究活動の一環と考えられるので、奨学金等は継続して受給できます。また、学修・研究活動の一環とみなされるインターンシップも同様です。
ただし、支援期間中に就職した場合には、留学先大学に在籍し、学修・研究活動を続けるとしても、本制度による支援は

就職日前日までとなり、就職日には奨学金等の受給資格を失います。

Q2-6 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してもよいですか。

- A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」での英語能力の証明は認められませんので、TOEFL又はIELTSのスコアの提出が必須です。

Q2-7 留学を希望する大学では語学能力試験の点数の提出が求められていませんが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 募集要項で定める語学能力試験のスコアを提出することが必要です。
例えば「入学前に語学講座を受講することを条件として語学能力試験の点数の提出を求めない」、「英語圏の大学院を修了した人は英語能力試験の点数を求めない」といった場合でも、募集要項で定める語学能力基準を満たすことを、語学能力試験のスコアにより証明する必要がありますので、必ず提出してください。

Q2-8 海外の大学を卒業しましたが、この場合でも語学能力試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 募集要項で定める語学能力試験のスコアを提出することが必要です。
海外の大学を卒業していたり、海外に長期間滞在したことがあったりしても、本制度への応募にあたっては、語学能力試験のスコアを提出する必要があります。

Q2-9 留学先大学の主たる使用言語が英語以外です。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要がありますか。

- A. 留学先大学の主たる使用言語が英語以外の場合でも、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル以上であること」が資格要件のため、当該検定試験(例えば、フランス語の場合はDELF/DALFやTCFなど)の応募締切日から2年以内の証明書の写しの提出が必要です。
留学先大学の主たる使用言語が語学検定試験を実施していない場合のみ、「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」の提出でこれに代えることができます。

Q2-10 「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」以上であることを証明するには、語学検定試験で何点取る必要がありますか。

- A. 通常、語学検定試験の実施団体が、当該語学検定試験のスコアとヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)との対照表を作成しているため、まずは受験する予定の語学検定試験の実施団体に問い合わせてください。

Q2-11 留学先大学の主たる使用言語がヨーロッパ言語ではありません。その場合も「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」であることは、語学検定試験のスコアで証明できますか。

- A. フランス語やドイツ語、スペイン語、イタリア語、ロシア語等のヨーロッパ言語のほか、中国語と韓国語は対照表が公表されていますので、語学検定試験のスコアで「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」であること証明できます。例えば、フランス語の場合はDALFのC1、ドイツ語の場合はGOETHE-ZERTIFIKATのC1、スペイン語の場合はDELEのC1、イタリア語の場合はCILAのC1、ロシア語の場合はロシア語検定試験第3レベル、中国語の場合は漢語水平考試(HSK)5級、韓国語の場合は韓国語能力評価試験5級が「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)C1レベル」になります。

Q2-12 3年前に受験した語学検定試験のスコアを有しています。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていませんが、この場合でも応募締切日から過去2年以内に受験した語学検定試験の証明書を提出する必要がありますか。

- A. スコアに有効期限が定められているか否かに関わらず、過去2年以内のスコアが必要です。従って、本制度への応募を希望する場合は、あらかじめ語学検定試験を受験するなど早めの準備をお願いします。

Q2-13 英語力がレベルに達していないため、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格しました。この奨学金に応募できますか。

- A. 募集要項で定める語学能力の水準を満たしており、かつ、2019年度中の支援期間開始時までには留学先大学から条件がない入学許可(無条件入学許可)を得ることを条件として応募できます。支援期間開始時までには、条件のない入学許可を得ていることを「入学許可書」により証明できない場合や、2019年度中に無条件入学できなかった場合は、採用を取り消します。

Q2-14 出願がまだのため、入学許可書がありません。応募できますか。

- A. **応募できます**。応募時に何らかの結果が既に出ている方は入学許可書((受入)内諾書でも可。)を提出することとしていますが、応募時の入学許可書提出は資格要件ではありません。支援期間開始時までには、「条件付」ではない正式な入学許可書が必要です。

Q2-15 成績評価係数の算出対象となる「大学学部以降の直近(大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点)の学業成績」とは、具体的に何を指しますか。

- A. 主なケースは以下のとおりです。
- <応募時点で学部4年生の場合> 学部1年次～4年次の学業成績(4年次は既に成績評価が出ているものまで)
 - <応募時点で修士1年生で、修士課程で成績評価が出ている場合>
修士1年次の学業成績(1年次は既に成績評価が出ているものまで)
 - <応募時点で修士1年生だが、修士課程ではまだ成績評価が出ていない場合>
直近の学士課程での学業成績(学部1年次～4年次の学業成績)
 - <応募時点で修士2年生の場合> 修士1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出ているものまで)
 - <修士課程修了者で応募時点で社会人の場合> 修士課程の学業成績
 - <2つの修士課程を修了している場合> 直近で(=後から)修了した修士課程の学業成績
 - <応募時点で博士1年生だが、博士課程ではまだ成績評価が出ていない場合> 直近の修士課程での学業成績
 - <既に正式な課程に留学していて、3年次からの支援を希望する場合>
留学先大学での1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出ているものまで)

Q2-16 直近の学業成績の評価が認定単位(Pass/Fail等)のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。

- A. その一つ前の学業成績を基に、成績評価係数を算出してください。

Q2-17 成績評価が募集要項に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいですか。

- A. 合理的根拠を示しつつ、最も妥当と判断できるパターンに当てはめて、成績評価係数を算出してください。
なお、この場合には、**成績評価係数の算出方法とその根拠を記した書類を必ず提出**してください。算出方法とその根拠が記載されていない場合には、成績評価係数2.7以上であると認められませんので、留意してください。

Q2-18 「留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味ですか。

- A. 例えば、既に経済学修士の学位を既得済みの応募者が、留学先大学で経済学修士の学位を取得しようとする場合は、本制度では支援することはできません。

Q2-19 資格要件を一部満たさない者が応募した場合はどうなりますか。

- A. 資格要件を満たしていない応募者は審査の対象外となり、不合格となります。

Q2-20 成績評価係数は、成績表と学業成績証明書のどちらを基に算出すべきでしょうか。(追加)

A. 応募書類として提出する「大学学部以降の学業成績証明書」を基に、成績評価係数を算出してください。

3. 申請・審査に関する事項

Q3-1 日本の大学を既に卒業しているので、「個人応募」で申し込めばよいですか。

A. 日本の大学を卒業している場合は、まず卒業大学に「大学取りまとめ応募」により申請ができるかどうかを確認してください。取りまとめが可能な場合は、「大学取りまとめ応募」で申し込んでください。卒業大学が取りまとめを行わない場合に限り、「個人応募」で申し込めます。

なお、海外の高等教育機関に進学し、日本の大学に在籍したことがない者や日本の高等専門学校専攻科等に在籍し、学士の学位を取得済み又は取得予定の者は、「個人応募」で申し込んでください。

Q3-2 「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、応募者はオンラインシステムから申請するのですか。

A. 大学取りまとめ応募の場合、取りまとめ大学が当該大学の応募者を一括してオンラインシステム(マイページ)から機構に申請しますので、応募者個人の方がオンラインシステムを用いることはありません。取りまとめ大学への提出方法については、取りまとめ大学に確認してください。

※個人応募の場合は、オンラインシステム(マイページ)から申請してください。

Q3-3 オンラインシステムの使い方がわかりません。

A. 「大学取りまとめ応募」の大学担当者及び個人応募の応募者は、詳細は以下までお問い合わせください。

海外留学支援制度受付センター(受託者:レジェンダ・コーポレーション株式会社)

TEL: 03-6863-5558(受付時間:平日9:30~17:30)

E-mail: jasso-ryugaku@s-hr.jp

Q3-4 「大学取りまとめ応募」で申請する場合に、取りまとめ大学に電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したいです。

A. 取りまとめ大学に提出するのは、以下の書類又はファイルです。必ず「2019年度海外留学支援制度(大学院学位取得型)申請の手引き」(以下「申請の手引き」という。)に従って、提出してください。

- ①「願書ファイル(様式1・様式2)」のExcelファイル
- ②推薦状以外のすべての必要書類をA4判・片面印刷で所定の順番どおりに並べた紙媒体一式
- ③厳封されたままの推薦状(2名分)

Q3-5 「個人応募」で申請する場合に、オンラインシステムで提出する書類と、郵送で提出する書類について確認したいです。

A. 次のとおりです。必ず申請の手引きに従って、提出してください。

<オンラインシステム(マイページ)で提出する書類>

- ①「願書ファイル(様式1・様式2)」のExcelファイル
- ② PDF指定の書類を1ファイルにまとめたもの

<郵送で提出する書類>

- ③厳封されたままの推薦状(2名分)

Q3-6 「個人応募」で申請する場合に、PDFはどう作ったらよいですか。

A. PDFの作成方法については、必ずしも電子ファイルから作成する必要はなく、コピー機等でスキャンしPDFを作成しても構いません。コンビニエンスストア等でPDFを作成される方は、以下のURLを確認してください。

例) セブン-イレブン : <http://www.sej.co.jp/services/scan.html>

ローソン : <http://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy/>

Q3-7 応募書類の作成にあたり、図表や写真等を利用することは可能ですか。

A. 枚数制限の範囲内で、補足的に使用するのであれば構いませんが、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。手書き等ではなく、所定のExcelファイルにデータを取り込み作成してください。

Q3-8 第一希望と第二希望を違う応募区分（修士、博士の別）、分野（人文・社会科学分野、自然科学分野の別）で応募できますか。

A. 応募できません。

Q3-9 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何ですか。

A. 第二希望がある場合、第一希望の大学に加えて、第二希望の大学に係る書類も必要となります。申請の手引きを参照し、留学先大学に関する情報(HP等の写し)等を添付して、提出してください。入学許可書や受入内諾書を取得している場合は、その写しも提出してください。

Q3-10 語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でもよいですか。

A. コピーでも構いません。ただし、「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」を使用する場合は原本をご提出ください。なお、提出時期は、大学取りまとめ応募の応募者の場合は応募時、個人応募の場合は採用決定後の機構が指定する期限(3月を予定)までです。その他の提出書類については、申請の手引きにて確認してください。

Q3-11 学業成績証明書や卒業（修了）証明書（又は見込み証明書）は、原本を提出する必要はありますか。

A. 【大学取りまとめ応募】

大学取りまとめ応募の応募者は、取りまとめ大学に原本を提出してください。

取りまとめ大学は、応募時にはオンラインシステムで提出し、原本は面接審査の結果を通知するまで保管してください。派遣学生として採用された応募者の原本は、機構が指定する期限(3月を予定)までに、機構に提出してください。

【個人応募】

応募時はオンラインシステムで提出するため、データでの提出のみで構いません。ただし、派遣学生として採用されたときには原本を提出する必要があります。採用確定後に、原本の提出ができない又は応募時にオンラインシステムで提出したデータと同一でない等虚偽がある場合は、採用は取り消します。

Q3-12 提出期限までに間に合わない書類は、後から提出してもよいですか。

A. 認められません。語学検定試験のスコアを含め、応募書類はすべて、募集要項に定める応募書類の提出期限までに提出してください。欠落(不足)がある場合は審査の対象となりません。

Q3-13 申請書類提出後に、計画に変更が生じた場合、書類の差し替えを行ってもよいですか。

A. 書類の差し替えは一切、認めません。採用決定後、必要に応じて変更等の手続きを行うことになります。

Q3-14 採用決定後に留学先を第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは可能ですか。

A. 採用決定後に留学先を、第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは、原則認めません。ただし、海外留学支援制度(大学院学位取得型)審査会が、以下の条件をすべて満たすと判断した場合は、留学先大学変更に関する再審査を行います。

- ① 変更先の大学が採用決定時の大学と同等又はそれ以上のレベルであること。
- ② 変更先の大学においても採用決定時の大学と同等又はそれ以上の研究が可能であること。
- ③ 応募区分(修士又は博士)及び分野(人文・社会科学分野又は自然科学分野)が採用決定時と同じであること。

なお、再審査は審査員に再度審査を依頼することになるため、熟考の上、申請するようにしてください。詳細は、後日掲載予定の「事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)」又は「派遣学生の手引き(個人応募用)」で確認してください。

Q3-15 大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したものでも構いませんか。

A. 構いません。以前の指導教員や学会で知り合った他大学の教員等でも、海外の大学の教員でも、大学教員であれば可です。既に大学を退職している方でも構いません。ただし、採用後、募集要項に記載のある6か月に1回状況報告を行うときに、推薦者には採用者が作成する「学修・研究状況に関する報告書」等を確認してもらう必要がありますので、研究内容に通じている方を推薦者として選定してください。

Q3-16 既に大学を卒業し、企業に勤務中です。推薦状について、1名は大学教員に作成を依頼しましたが、もう1名は職場の上司でもよいですか。

A. 応募者の専門分野について、学識経験者と言えるほどの十分な知識と高い見識を持っていて、応募者の研究への姿勢をよく知っている方であれば可です。

Q3-17 関東在住ではありませんので、面接審査はWEB面接になりませんか。

A. スカイプ等のWEB面接は行っていません。そのため、書類審査の合格者は全員、日本国内(東京都内)で実施する面接審査を受ける必要があります。なお、面接審査に伴う旅費や交通費は応募者の自己負担となります。

Q3-18 応募者の合格率はどのくらいですか。

A. 機構ホームページに過去の応募・採用状況を掲載しています。以下のURLを参照してください。
(https://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_a/long_term_h/past.html)

Q3-19 次の募集はいつ行いますか。今回と同じ内容ですか。

A. 次回の募集については未定です。詳細は決まり次第ホームページにてお知らせします。

Q3-20 最近結婚して、姓が変わりました。学業成績証明書や卒業(修了)証明書と姓名が異なる場合は、証明が必要ですか。(追加)

A. 戸籍謄本・抄本や住民票で証明してください。その場合は、応募締切日から3か月以内に発行されたものを添付してください。マイナンバーが記載されていない書類が望ましいですが、マイナンバーが記載されている場合は、塗りつぶした上で提出してください。

Q3-21 留学先大学又は予定指導教員と連絡を取り始めたばかりで、入学許可書や受入内諾書は取得していません。この場合はどうすればよいですか。(追加)

A. 留学先大学や予定指導教員とのコンタクト状況が分かるもの(メール可)を添付してください。また、まだ正式な受入内諾書を受け取っていないが、予定指導教員が受入の内諾を示している場合は、それが分かるメールを根拠書類として添付してください。

Q3-22 既に留学中の場合であっても、入学許可書の写しを提出する必要がありますか。(追加)

A. 既に留学中の場合は、入学許可書の代わりとして「在学証明書の写し」を提出してください。

Q3-23 「代表的論文の抜粋」について、現在学部の4年生ですが卒業論文を書く必要がないので、代表的な論文を提出できません。その場合にはどうしたらよいですか。(追加)

A. 「代表的論文の抜粋」については、卒業論文がある場合は卒業論文の抜粋又は要旨が望ましいです。必ずしも卒業論文である必要はありません。卒業論文がない場合には、その他の論文やレポートを提出してください。

Q3-24 「代表的論文の抜粋」について、共著論文の場合にはどのようにしたらよいですか。(追加)

A. 共著や共同研究の場合は、共著又は共同研究であることを明記した上で、応募者自身がどの部分をどのように貢献したかを明示したものを提出してください。

4. 採用後の手続き・支援内容に関する事項

Q4-1 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けて提出する必要がありますか。

A. 応募時に提出する必要はありませんが、採用決定後に、すべての項目を受けた健康診断書(所定様式)を、機構が指定する期限(3月を予定)までに提出する必要があります。なお、受診日から3か月以内のものを有効とします。

Q4-2 採用決定後に条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取ればよいですか。

A. 「大学取りまとめ応募」による採用者は、採用決定後に条件変更による変更手続き及び辞退手続きが生じた場合は、取りまとめ大学を通じて行いますので、速やかに取りまとめ大学に連絡してください。

「個人応募」による採用者は、採用決定後に条件変更による変更手続き及び辞退手続きが生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

詳細は、事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)又は派遣学生の手引き(個人応募用)で確認してください。いずれの場合も、場合によっては支給済みの奨学金等の返納を求められることがありますので、注意してください。

Q4-3 採用決定後に留学期間を変更できますか。

A. 機構が支援開始手続き時に決定する奨学金等の支給期間を変更することは、原則として認められません。ただし、査証発給の遅れや体調不良、家族の事情等、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、以下の条件をすべて満たせば変更を認めることがあります。

① 変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。【支給期間は延長しません】

② 変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同会計年度内に属していること。

詳細は、事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)又は派遣学生の手引き(個人応募用)で確認してください。

Q4-4 留学先大学を長期間不在にする場合でも、奨学金は支給されますか。

A. 奨学金は、支給対象月に在籍確認を行った上で支給されます。月初日から月末日まで丸1か月留学先大学(の所在国・地域(指定都市の場合は所在都市))を離れる場合は、当該月は奨学金の支給対象となりませんので、あらかじめ一時不在届(所定様式)を機構に提出します。

ただし、学位取得のために必要な現地調査(フィールドワーク)等により留学先大学を離れる場合は、一時不在届(所式)を提出するときに、併せて事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)又は派遣学生の手引き(個人応募用)で指示する証拠書類等を提出してください。学位取得のために必要な現地調査等と認められる場合は奨学金を支給します。

なお、月初日から月末日まで現地調査先国・地域に滞在する場合は、在籍確認の上、その国・地域の奨学金月額を支給

します。学位取得のために必要な現地調査等であっても、日本に滞在する場合は奨学金を支給しません。手続きの詳細は、事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)又は派遣学生の手引き(個人応募用)で確認してください。

Q4-5 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえますか。

- A. 募集要項に記載のある学年末の状況報告の確認により、更新が認められる場合は継続して支援します。ただし、政府予算は会計年度(4月～翌年3月)毎に変わる可能性があるため、支援予定額も会計年度毎に変わる場合があります。また、授業料は、実費相当であるため、納付額に変更がある場合は、支給額も変更になります。

Q4-6 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入しますが、機構からは円貨で支給されますか。

- A. 奨学金、授業料いずれも円貨で支給します。
授業料は、当該書類発行日と支払者である採用者氏名が明確に記載されていて、留学先大学が発行する請求書や領収書等に記載された現地通貨建ての金額を円に換算して、支給額を決定します。円貨への換算に当たっては、日本政府(財務省)が毎年度告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定められた換算率を適用しますので、授業料を支給する時点での実勢の為替レートとは異なる場合があります。

Q4-7 支援期間開始前に、大学が指定する語学学校で学ぶことになりました。授業料を請求できますか。

- A. 請求できません。大学が指定(又は推薦)する語学学校等で学ぶ場合であっても、正式な教育課程に入学する前の期間は支援の対象外のため、奨学金も授業料も支給しません。

Q4-8 留学先大学で学修・研究活動を始める前(日本にいる間)に、指導教員の指示により、遠隔授業を受けることになりました。この期間の奨学金や授業料を請求できますか。

- A. 請求できません。本制度では、諸外国(地域)に所在する留学先大学において、学修・研究活動を開始した日を支援開始日とし、その月から奨学金及び授業料の支給をします。

Q4-9 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となりますか。

- A. 原則として授業料(tuition)のみが支援対象となります。
必須経費であっても、入学金、保険料、交通費、食費、寮費等の経費は支援の対象とはなりません。
ただし、学位取得にかかる授業料であるが、「授業料」という単語ではなく、別の名称で請求書に記載されるものは、明細書と明確な説明があれば内容によって対象とします。詳細は、事務手続きの手引き(大学取りまとめ応募用)又は派遣学生の手引き(個人応募用)で確認してください

Q4-10 授業料の免除を受けた場合や研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合、併給する他の奨学金等支給団体から授業料の支援を受けた場合等にも、授業料を請求することができますか。

- A. 本制度では、授業料は本人が自己負担した分に限り、250万円を上限とし、支給します。留学先大学が発行する請求書や領収書で、本人が負担したことを証明できる場合に、機構に授業料の請求をすることができます。

Q4-11 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能ですか。

- A. 機構が実施する「**第二種奨学金(海外)**」について併給を認めています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、募集日程、申込先、問い合わせ先等を確認の上、お問合せください。

・機構ホームページ

奨学金>申込方法>海外留学の奨学金>第二種奨学金(海外)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_kaigai/index.html

本制度による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする方を対象とする無利子の貸与型奨学金「**第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)**」について、平成26(2014)年度から申込みを受け付けています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、申込方法、申込先、問い合わせ先等を確認の上、本制度での採用が決定した後、お問合せください。

・機構ホームページ

奨学金>申込方法>海外留学の奨学金>第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/1shu_gakui.html

また、日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合は、平成26(2014)年度から、機構が実施する国内の第一種奨学金及び国内の第二種奨学金との併給を認めています。

Q4-12 この奨学金は返済が必要ですか。

A. 給付型の奨学金であるため、返済は不要です。